

目 次

議案番号	議案名	所管課	頁
第 8 8 号	専決処分の承認を求めることについて (市長等の給料の減額支給に関する条例)	職 員 課	1

議案第 88 号

専決処分の承認を求めることについて

市長等の給料の減額支給に関する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

市長等の給料の減額支給に関する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月21日

熊谷市長 小林 哲也

市長等の給料の減額支給に関する条例

市長、副市長（市長が別に定める者に限る。）及び教育長の令和5年12月及び令和6年1月の給料は、熊谷市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費等に関する条例（平成17年条例第48号）別表第1に規定する給料月額に10分の1を乗じて得た額を減じてそれぞれ支給する。

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。